

令和7年度 旭川市国保特定健診 Q & A 集

も く じ

健診の受付について	1 ページ
健診項目について	2 ページ
健診の実施方法について	2 ～ 4 ページ
健診結果データの作成について	5 ページ
請求書・健診結果データの送付について ...	5 ～ 6 ページ
結果通知について	6 ページ
その他	7 ～ 8 ページ

●健診の受付について

Q 1 被保険者証や受診券を持参していない場合でも受診できますか？

A 1 受診資格がない方の誤受診や受診済の方の重複受診を防ぐため、**国保資格の確認・受診券の回収は必須**です。ただし、通院中の方の受診率向上のために、**通院時に受診券を持参していなくても、医療機関が国民健康保険課（電話25－9841）に電話で対象者確認をすることで、健診を受診していただくことができます**（詳細はマニュアル別紙2、3参照）。

なお、保険証等・受診券の確認不足による誤受診・重複受診の場合は、健診委託料を支払うことができませんのでご注意ください。

Q 2 75歳の方が特定健診の受診券を持参していますが、受診できますか？

A 2 令和7年5月2日～令和8年3月31日に75歳になる方は、75歳になったあとも引き続き**特定健診の受診券を使い後期高齢者医療健診を受診できます**。この場合、結果通知や請求は後期高齢者医療健診実施分として取り扱います。

年度の途中で障害等により後期高齢者医療制度に移行された方や令和7年5月1日以前に75歳になられている方は、後期高齢者医療健診担当が発行した受診券で受診することになります。

Q 3 受診者の年齢と受診券に表示されている区分が違いますか？

A 3 受診区分は対象者の年度末年齢（令和 8 年 3 月 31 日時点年齢）で決められています。

受診日現在、受診券に表示されている受診区分の年齢に達していない場合も受診できます。

例えば受診日に39歳であっても、受診区分が①と表示されている場合は特定健診の対象者です。

受診区分①⑤⑦ 昭和61年3月31日以前に生まれた75歳未満の方

受診区分③⑧ 昭和61年4月1日～平成3年3月31日に生まれた方

※ 受診区分⑤のうち、75歳になられている方は後期高齢者医療健診の扱いです。

●健診項目について

Q 4 旭川市国保で独自に追加している健診項目はありますか？

A 4 国で定められている健診項目のほかに、尿潜血、血清尿酸、血清クレアチニンを追加しています。また、血糖検査については空腹時血糖（やむを得ない場合に
ついては随時血糖）とHbA1cの両方を実施します。

●健診の実施方法について

Q 5 中性脂肪の値が「空腹時中性脂肪」と「随時中性脂肪」の2区分となりましたが、それぞれ採血時間（食後）は何時間が該当しますか。

A 5 「空腹時中性脂肪」は採血時間が「食後10時間以上」、「随時中性脂肪」は「食後3.5時間以上10時間未満」又は「食後3.5時間未満（食直後）」との場合となります。

随時中性脂肪には、食直後採血の場合も含まれますので御注意ください。

※血糖検査の場合は随時採血に食直後は含まれません。（これまでの取扱いと変わりありません）

また、自前入力 of 医療機関の場合、空腹時又は随時中性脂肪の項目コードと採血時間（食後）のコードが対応している必要がありますので御注意ください。

・空腹時中性脂肪・・・採血時間「2：食後10時間以上」

・随時中性脂肪・・・採血時間「3：食後3.5時間以上10時間未満」又は

「4：食後3.5時間未満」

Q 6 質問項目の「喫煙」について、「条件 1：最近 1 か月間吸っている」はどのように考えたら良いですか？

A 6 健診前 1 か月間に 1 本以上吸っている場合は、条件 1 を満たします。

Q 7 身長・体重の値は、本人からの申告があった値でもよいですか？

A 7 特定保健指導の階層化を行う際に、身長・体重から計算する BMI（体格指数）を使います。正確な数値が必要となりますので、身長・体重は**必ず計測した実測値**を使用してください。

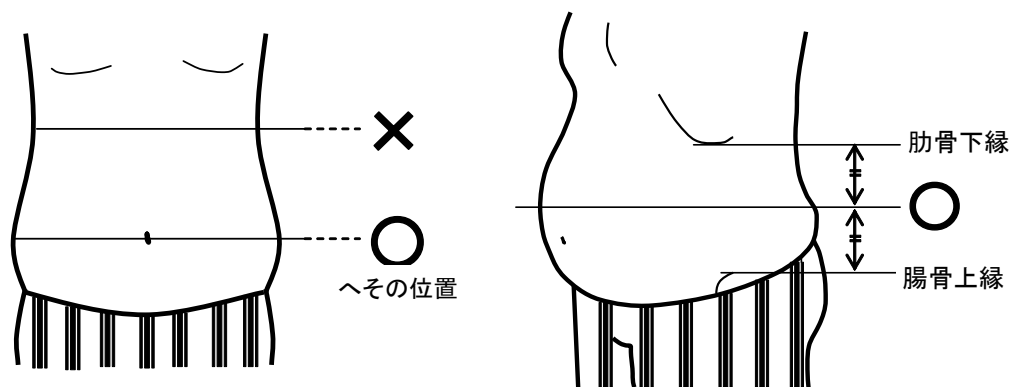
車椅子の方で起立ができない場合は、過去の測定結果や自己申告等も可能です。

Q 8 腹囲の測定方法は？

A 8 正しい測定部位は、**臍の位置で水平**に測定します。ただし、お腹が前に突出して臍の位置が下がっているときは**肋骨下縁と腸骨上縁の midpoint で水平**に測定します。

注意点 ① **服やコルセット、補正下着等の上から測らない。**

② **息を吸い、軽く吐いたときに測定する。**



Q 9 詳細健診（心電図検査・眼底検査・貧血検査）は医師が必要と認めれば 実施できますか？

A 9 できません。

以下の対象者基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者が対象者となります。

以下の基準に該当しない者は、詳細健診を実施できません。（マニュアルP5）
心電図検査・眼底検査を実施した場合は、結果とともに必ず「対象者コード」及び「実施理由」を入力してください。

※【心電図対象者コード】 1：血圧140/90mmHg以上の者
2：問診等で不整脈が疑われる者

【眼底検査対象者コード】 1：血圧140/90mmHg以上、HbA1c6.5%以上
又は空腹時（随時）血糖126mg/dl以上

対象者基準に該当する方には、積極的に詳細健診を実施してください。

【対象者基準】

心電図検査	当該年度の検査結果等において、収縮期血圧140mmHg以上、若しくは拡張期90mmHg以上又は問診等で不整脈が疑われる者
眼底検査	当該年度の検査結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者 血圧：収縮期血圧140mmHg以上、又は拡張期90mmHg以上 血糖：空腹時血糖が126mg/dl以上、HbA1c6.5以上又は随時血糖が126mg/dl以上 ただし、当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧の基準に該当せず、かつ血糖検査の結果の確認ができない場合、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の基準に該当する者を含む。
貧血検査	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

Q 10 一部の検査を実施できませんでしたが…

A 10 **検査項目の一部が欠けたままデータの提出及び健診費用の請求をすることはできません。**受診者ご本人と相談の上、実施できなかった項目の検査を改めて実施してください。

なお、尿検査については、女性の生理中や人工透析をしている場合等においてデータが欠けていることが認められます。ただし、その場合においても受診者ご本人に対し、未実施の項目についてはデータが欠けた状態で結果通知がされることを説明した上で、再検査実施の意思確認をしてください。

最終的にデータが欠けることとなった場合は、結果作成の際、「測定不可能・検査未実施の理由」に「1：生理中」又は「2：腎疾患等の基礎疾患があるため排尿障害を有する」のいずれかを入力（記載）してください。

● 健診結果データの作成について

Q11 健診結果データに電話番号の入力は必須ですか？

A11 健診結果に基づく保健指導や受診勧奨を行うために、日中に連絡が取れる（携帯電話等）**電話番号を必ず確認**してください。国が設定しているデータ項目に、電話番号はありませんが、「住所」の欄に入力をお願いします。

Q12 「医師の判断」欄は必ず入力が必要ですか？

A12 **「医師の判断」欄は入力必須項目のため、必ず入力**をお願いします。

- ・実施医療機関でデータを作成している場合

240文字以内でデータの入力をお願いします。

《入力例》

「肥りすぎです。カロリーを控えて体重減少に努力しましょう。」

「高血圧の疑いがあります。塩分を控え、ときどき血圧測定をしてください。」

「糖尿病境界型です。食生活を改善し、3か月後に再検査することをお勧めします。」

「高血圧の治療を続けてください。」

- ・旭川市医師会の「特定健診データ入出力代行サービス」を利用している場合
医師判断の欄の「1：異常認めず 2：要観察 3：要指導 4：治療中 5：要治療」から選択してください。

● 請求書・健診結果データの提出について

Q13 請求書・健診結果データはどこに提出（送付）すればよいですか？

A13 請求書・健診結果データの提出先

〒070-8525

旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎2階

国民健康保険課 保健事業担当

※旭川市医師会の「特定健診データ入出力代行サービス」を利用している場合は、請求書は上記宛て、健診結果は入力原票に記載し旭川市医師会事務局に提出する。

※後期高齢者医療健診・生活保護受給者健診の請求書も同封可

※**健診結果データは、必ずファイル暗号化した上で提出**してください。

【推奨するファイル暗号化ソフト】

アタッシュケース ※Version4以上は不可

(パスワード：20080501)

Q14 健診結果データの提出は、2～3か月分をまとめてもよいですか？

A14 受診後6～10週で市から結果通知をすることになっています。

健診結果データを数か月分をまとめて提出すると、受診者への結果通知が遅れ、さらに特定保健指導等をタイミング良く実施できなくなります。

結果通知及び特定保健指導を速やかに実施するため、**必ず実施月の翌月にデータを提出**してください。

なお、集団健診（セット型健診）の場合は、結果説明会を実施することがあるため、実施後2週間以内に送付してください。

Q15 やむを得ない事情により健診結果データの提出が遅れてしまった場合は、翌月分と合わせて請求・提出してもよいですか？

A15 提出遅れの健診結果データは翌月分と合わせて提出できますが、**受診された方には市からの結果通知が遅れることをお伝えください。**また、受診者から請求があった場合は健診結果をご提示（様式は任意）願います。

なお、**遅れて提出されたデータ分の請求書は、他の月の健診分と一緒にせず、健診実施月ごとに作成**してください。

Q16 35～39歳と40歳以上で、請求書を分けて提出する必要がありますか？

A16 **35～39歳と40歳以上で、請求書を分けて提出してください。**

35～39歳分の請求書は「様式3」、40歳以上分の請求書は「様式2」となります。

●結果通知について

Q17 特定健診の結果通知はすべて旭川市から受診者に届きますか？

A17 **旭川市で結果通知を行うのは、旭川市国保の特定健診のみ**です。その他の健康保険（協会けんぽ、共済組合等）の特定健診の結果通知は行っておりません。各医療保険者にお問い合わせください。

Q18 結果通知はいつ頃になりますか？

A18 **特定健診受診後、6～10週間後**です。受診者には、結果通知の時期について説明をお願いします（マニュアル別紙8を御活用ください）。

なお、結果通知を適切な時期に行うために、健診データ及び請求書は、必ず実施月の翌月に提出してください。（マニュアルP7～10）

●その他

Q19 人間ドックの一部として、特定健診を利用することはできますか？

A19 人間ドックと重複する検査分を特定健診として実施していただき、その部分の受診者自己負担を軽減していただくことが可能です。

Q20 通院患者で、定期的に血液検査をしている人に特定健診は必要ですか？

A20 特定健診は、**通院中の方も対象**です。

定期的な血液検査の際に特定健診を活用していただくと、特定健診の自己負担額は500円または無料であるため、患者負担が軽減されます。積極的に特定健診を活用して下さい。

Q21 旭川市の受診率が低いって本当ですか？

A21 本市の特定健診受診率は**31.2%（R5）**と初めて30%を超えましたが、道内の市町村や全国の中核市と比較して依然として低い状況です。

特定健診受診率は、国保料負担軽減のための交付金獲得の指標となっており、受診率33%未満の場合は交付金が削減されますが、もう一つの基準である3年連続受診率を向上させることで、交付金の削減を回避しています。

本市の受診率は着実に向上しているものの、今後も受診率を向上させなければ、国保加入者の保険料に影響が生じる状況となっています。

特定健診対象者の7割は既に生活習慣病等で通院中であり、受診率向上のためには、通院中の方に特定健診を受診していただく必要があります。

通院時に受診券を持参していなくても、医療機関が国民健康保険課（電話25-9841）に電話で対象者確認をすることで、健診を受診していただけます。（詳細はマニュアル別紙2、3参照）

通院患者の特定健診の活用について、御理解、御協力をお願いします。

Q22 問い合わせはどこにしたらよいのですか？

A22 下記の担当までお問い合わせください。

- ・ 特定健診に関すること（受診券・受診資格・健診データ・請求書等）
国民健康保険課 保健事業担当 0166-25-9841（直通）
- ・ 特定保健指導に関すること（結果通知・保健指導等）
健康推進課 健康支援担当 0166-25-6365（直通）
- ・ 後期高齢者医療健診に関すること
国民健康保険課 後期高齢者医療係 0166-25-8536（直通）
- ・ 生活保護受給者健診に関すること
健康推進課 健康支援担当 0166-25-6365（直通）
- ・ がん検診に関すること
健康推進課 健康企画担当 0166-25-6315（直通）